【塩野座長】 それでは時間になりましたので、第6回の国・地方間の係争処理のあり 方に関する研究会を開催いたします。

本日は、国・地方間の係争処理のあり方について(案)について意見交換を行いたいと 思っております。最後に申し上げることかとも思いますけれども、今日で大体、内容の確 定をしておきたいと思いますので、ご協力の方、お願いをいたします。

今日は、この案を集中的にご議論いただきますけれども、次回は、やや形式的な審議になろうかと思いますので、実質的な審議は今日ということになりますと、やはり一応全部読んでいただくというのがよろしいかと思います。まず最初に、全体の構成のご説明をしていただいた後に、それを頭に入れていただいた上で、適宜、事務方のほうで区切りのいいところで読み終わって、皆様方のご意見を承るという形でいきたいと思っております。全部で5つぐらいに分かれるようでございますけれども、順次、そういうふうに取り運びたいと思いますが、それでよろしゅうございますか。

それでは、事務局のほうからご説明をお願いいたしましょう。どうぞ。

【上仮屋理事官】 それでは資料につきまして、ご説明を申し上げます。よろしくお願いいたします。

資料1をお手元にご用意いただきたいと存じます。表題としまして、「国・地方間の係争 処理のあり方について(案)」としております。前回、素案となっておりましたものの「素」 を取っておりますが、全体の構成につきましては、素案から変更はございません。

「一 基本認識」としまして、総論がございまして、ちらっとおめくりをいただきますと、3ページから「二 「国等から訴え提起等ができる仕組み」の制度設計について」としまして、「1 開始できる場合について」以下、前回と縦数字の項目としては変更がない形で各論について論じるような体裁としております。

それから全体構成としましては、9まで参りまして、16ページで漢数字の横三という形で、「国等からの訴え提起等以外の方策について」ということで触れるという構成になっております。このあたり、変更はございません。

恐縮ですが、1ページにもう一度、お戻りをいただきまして、読み上げつつ、主な変更

点を簡潔に説明するという形でご説明を申し上げたいと思います。

幾つかパートに分けたいと思いますが、まずは総論であります、「一 基本認識」全体について、ご説明を申し上げます。それでは、読み上げをいたします。

「一 基本認識。 1 問題の所在。平成12年に施行された「地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律」(以下「地方分権一括法」という。)において、国と地方が対等・協力の関係に立つことを前提とする新しい関係を構築すべく、地方自治法の抜本的な改正が行われた。その重要な内容として、包括的な指揮監督権を特色とする機関委任事務制度が廃止されたこと、是正の要求など国の関与が法定されたことのほか、新たに、国の関与に関する係争処理手続が導入されたことを挙げることができる。

この係争処理手続は、地方公共団体に対する国の関与を巡り国と地方公共団体との間で 争いが生じうることを前提として、争いが生じた場合に、中立・公正な第三者機関の判断 により処理し、これで解決しない場合には裁判所の判断を得て解決を図るというものであ る。

現行の係争処理手続は、国の関与に不服のある地方公共団体が第三者機関に対して審査の申出を行うことを前提としているが、制度創設当時より、是正の要求等の国の関与に対し、地方公共団体がこれに応じず、かつ、審査の申出も行わないという事態がありえ、その場合には、係争処理手続が活用されないまま問題が解決されないという事態が継続することが懸念されていた。

新たな制度の下における国の関与のうち、法定受託事務に係る5件の「是正の指示」については、地方公共団体は是正の指示に応じて措置を講じたが、本年行われた自治事務に係る2件の「是正の要求」については、いずれの地方公共団体も、是正の要求に応じた何らの措置も講じず、かつ、第三者機関の審査に付することを求める旨の申出を総務大臣に行わないまま推移した。このことは、制度創設時の懸念が現実に生じたと見ることもできる。

このような「地方公共団体が是正の要求等に応じた措置を講じず、審査の申出もしない」という事態は、法律上は、一たん是正の要求等がなされれば、国と地方公共団体との間に 是正の要求等に係る法律解釈を巡る齟齬が生じているという問題に帰着する。そして、そ のような齟齬を解消する手段を当事者の一方にしか与えていないことが問題であり、この ことは現行制度の不備を示すものであるということができる。」

「2 問題解決の必要性」。この項目の主な変更点としましては、「もとより」から始ま

る最初の段落を、前回会議の青山先生のご意見を踏まえ、新たに追加しております。

次の段落以降、牧原委員からご指導をいただきまして、必要性のまず第一としまして、 おめくりいただいた2ページの2行目に出てまいりますが、「法適合性の原則」についての 段落を持ってくるなど、段落の並べかえを行うとともに、接続詞を全体にわたり新たに加 えるなど、牧原委員のご指導に基づき修正を行っております。

それでは、1ページの下から5行目に戻りまして、読み上げを続けさせていただきます。

「2 問題解決の必要性。もとより、前述のような「地方公共団体が是正の要求等に応じた措置を講じず、審査の申出もしない」という事態の背景には、地方公共団体の長がその政治的信条から、特定の法令上の義務を履行しないなど、実態上の諸理由を想定することができる。

しかしながら、「地方公共団体が国からの是正の要求等に応じた措置を講じず、かつ、審査の申出もしない」という事態が生じ、継続するということは、国の行政であれ地方の行政であれ当然に服すべき法適合性の原則の観点から見過ごすことはできない。仮に地方公共団体の事務処理が違法であれば、住民に対して法律や条例の遵守を求めるべき立場にある地方公共団体自身が違法行為を行っていることになるし、逆に国の関与が違法であれば、地方自治に対する侵害ともいうべき事態であり、いずれにしても行政の法適合性の原則に合致しないものと言わざるを得ない。

さらに、現行制度の不備は、地方分権の推進の障害にもなりかねない。今日、内政上の大きな課題となっている地方分権は、国から地方への権限や財源の移譲、地方公共団体の自主性・自立性の拡大を主たる内容としているが、地方公共団体の事務処理について国から見て違法又は明らかに公益を害しているといった状態が放置されていることは、国の側に引き続き権限や財源、あるいは地方公共団体に対する規制を残しておく口実にもなる。

加えて、上に指摘した現行制度の不備を放置することは、地方公共団体の事務処理を不安定なままに放置するとともに、国地方関係の不安定要因ともなりかねないのである。

そもそも、地方分権の取り組みは、地方公共団体全体に対する事前統制を縮小し、地方公共団体の自主性・自立性を高めることを目指している。このような地方分権改革の基本的な考え方に沿って、今後一層の地方分権を進めるためには、事前の統制の縮小にあわせて事後の是正措置を明確に整備し、手続的正義に則った公正なものに改革していくことが求められていると考える。」

「3 問題解決の基本的方向」。この項目の主な変更点としましては、やはり牧原委員か

らご指導いただきまして、「ただし」からの第2段落と、3ページの「なお」以降の第3段 落を入れかえる修正を行っております。それでは、読み上げを続けさせていただきます。

「3 問題解決の基本的方向。「地方公共団体が国からの是正の要求等に応じた措置を講じず、かつ、審査の申出もしない」という事態が生ずる原因は、国と地方公共団体との間で法律解釈を巡る齟齬が生じた場合に、これを事後的に解消する手段が不十分であることである。このような現行制度の不備の是正は、問題を法律解釈としてとらえる限り、司法的な手続を整備することによってなされることが適当である。中立・公正な司法の場で、透明性の高いプロセスの下、国と地方公共団体の双方がそれぞれ主張立証を尽くし、これをもとに裁判所が法律解釈について判断を行うとすることが、国と地方公共団体のみならず、国民・住民にも納得の得られる、最も適切な解決方法であると考えられるからである。

ただし、ここで対象とする問題は、実態としては法律解釈の問題にとどまらない面を含んでいる。第1に、国と地方公共団体との間に生じる法律解釈を巡る齟齬を司法の場において解決していくとしても、国と地方公共団体との間で訴訟が多発することは決して好ましいことではない。第2に、地方公共団体の長、議会の議員は住民から直接選挙されていることからすれば、長や議会の判断は、地方自治の観点から最大限尊重されなければならない。よって、問題を司法手続の整備によって解決し、国と地方との間における係争処理手続に新たな訴訟類型を設けることとした場合においても、公正・透明な他の手段による意思の調整を最後まで模索することが不可欠である。司法手続は、そのような方法では解決できない、極めて例外的な場合にのみ活用されるべきであり、その運用においては、地方自治を尊重する観点に十分な配慮がなされるべきであることは言うを待たない。

なお、地方分権一括法により導入された係争処理手続は、地方分権推進委員会第四次勧告 (平成9年10月9日。以下、「第四次勧告」という。)に依拠しているが、この勧告においては、地方公共団体から第三者機関への審査の申出と訴訟の提起と同様に、国からの審査の申出と訴訟の提起が提言されていたところである。そこで、本研究会においては、国からの訴訟の提起についてより詳細にそのあり方を探ることとした。また、地方分権は、現代諸国家が真剣に取り組んでいる課題であるが、その際、必然的に生ずると思われる国と地方公共団体の争いにつきどのように対処しているかは、我が国の制度設計においても有用な情報を提供すると思われることから、検討に際しては、諸外国(ドイツ、フランス、アメリカ及びイギリス)における類似の制度を調査研究し、参考にすることとした。」以上でございます。よろしくお願いします。

【塩野座長】 この部分は前回、いろいろご議論をいただいて、青山委員のご指摘もありましたし、多少、そこでもう既に修正のことをしていたわけですけれども、最後に牧原委員に、非法律家の方の目を通して見ていただくと、より国民にもわかりやすいものができるのではないかということで、私のほうからやや個別にお願いをしたところ、お忙しいのに、どうもありがとうございました。牧原さんからいただいたもの、多少のてにをはの修正はあったかと思いますけれども、ほぼそのままここに登載しているということでございます。

私の見るところ、今までここで議論していたことの本質に係る部分についてのご修正というよりは、専らそういった、非法律家の目から見たわかりやすさということでお直しいただいていると思いましたので、そのままここに提出する次第でございます。

この点について、何かご意見等ございますれば、伺いたいと思います。

【高橋委員】 ちょっとよろしいですか。

【塩野座長】 はい、どうぞ。

【高橋委員】 2ページの3のところの最初の文章です。見ていて、「事態が生ずる原因は~手段が不十分」だということなんですけれども、手段があっても起こるので、手段は、それを解決するためで、「原因は」というのは何となくおかしい感じを受けたんです。

【塩野座長】 「原因」というと、ちょっときついかな。

【高橋委員】 解決する手段がないから知らん顔をしようと言っているみたいに見えますよね。

【塩野座長】 だから、直接の原因はそこなんですね。「原因」というと、ほんとの原因にとられるといけないから、「のは」ぐらいにすれば、もうちょっといいかな。

【高橋委員】 そうですね。

【塩野座長】 じゃ、「のは」にしましょう。

【青山委員】 「のは不十分であることである」というのは文章として、やっぱりちょっとおかしいんですね。「のは」に直すのはいいんだけど、下も直さないと。

【牧原委員】 もとの文章は、「これを事後的に解消する手段が不十分であることが原因である」というふうになっていた。

もう少し詰めようと思ったんだけど、因果関係をとらえようとすると、今、高橋先生が ご指摘のとおりですから、そうであるなら、もとの文章のように「生ずるのは、これを事 後的に解消する手段が不十分であることが原因である」。こういうような形だったと思うん ですけど、それでもいいのかなと思います。

【斎藤委員】 「不十分であるからである」とすれば、「原因」ほどは強くならないんじゃないかと。「事態が生ずるのは、これこれが不十分であるからである」と。

【高橋委員】 生ずるじゃなくて、「事態が継続するのは」とかいうことじゃないですかね。それもおかしいか。

【塩野座長】 これ、確かに今言われたように、「生じ、これが継続するのは不十分であることにもよる」と。「ことである」と言い切らないで、「ことによる」というふうにすれば、よろしいかと思います。「事態が生じ、これが長引いている」、あるいは「これが継続しているのは、手段が不十分であることによる」ということにしたら、いかがでしょうか。よろしいですか。

ほかはいかがでしょうか。これをすーっと読んでもらうと、やたらに「事態」が多いんです。ですから、ここをちょっと削る工夫をするかもしれません。同じような言葉が何度も出てくるから「事態」になるんですけど、だから同じような言葉の出ないところで「事態」が要らないところは「事態」を少し削らないと、拾っただけでも4ぐらい出てきますので、そこは考えさせていただきましょう。面倒くさければ、このままにするということもあり得ます。

それでは、よろしいですか。

【牧原委員】 1点だけ、ちょっとよろしいですか。

【塩野座長】 はい、どうぞ。

【牧原委員】 こう表現をしてみたんですけど、いいかどうかご確認いただきたいのは、 1ページ目の1の一番最後の「このような」という段落なんですけれども、今、先生がおっしゃった「事態」という言葉がここに出てくるんですが、「このような~という事態は、 法律上は」という言葉を私は入れました。 法律問題であるということを強調しようと思ったからなんですが、もう一度見ますと、「法律上は」と来て、「法律解釈を巡る齟齬が生じているという問題に帰着する」というところが表現として非常に出てきている感もあって、これがこれでいいのかというのはちょっとご確認いただきたいと思います。 一応私のイメージでは、ここで「法律上は」とした後、2の問題解決の必要性の最初の段落に、他方で実態上の諸理由もあるというふうに受けたつもりですが、ちょっとこの文章の文としては、 もう少し法律家の方にもんでもらってもいいのかなというのがこの部分だということだけは一応ここで申し上げさせていただきます。

【塩野座長】 最初は政治的な問題というのが上に出ていたんですけれども、これを振り分けて、そこら辺がより明確になったのは結構だと思いましたし、「法律上」というのもその趣旨だと思いまして、「法律的に見れば」と言ってもいいんですけどね。

【牧原委員】 そうですね、はい。

【塩野座長】 「法律上は」というよりもね。趣旨はわかりましたので。

【上仮屋理事官】 それでは続けて、3ページの中ほどから読み上げをさせていただきます。ここでは訴訟形態、それから訴訟を司法的執行と位置づけるという1、2及び3について、まとめて読み上げをしたいと思います。よろしくお願いします。

「二「国等から訴え提起等ができる仕組み」の制度設計について。 1 国等から訴え提起等に向けた手続を開始できる場合について。(1)国等から訴え提起等ができる対象について。ア「是正の要求・指示」に限定するか否かについて。」

このアの主な変更点をご説明いたします。「この点」以降の2段落目になりますが、1つ目のポツ、3行の書きぶりをワーキングでご議論いただいて、簡潔に修正をしている点が1点です。

それから次の「いずれにせよ」から始まる、3ページの下から6行目の第3段落から3 行は、塩野座長にご指導をいただいて、新たに加えた3行になります。

その他、大きな変更はございません。それでは、アのところから読み上げます。

「ア「是正の要求・指示」に限定するか否かについて。既に制度化されている地方からの訴え提起等については、「是正の要求・指示」(以下「是正の要求等」という。)のみならず、より広く国の関与について対象とされている(地方自治法250条の13)が、国等からの訴え提起等については、是正の要求等に限定することが適当か、すなわち、「許認可や事前協議などの法定手続を経ずに行った行為」を対象としなくてもよいか、問題となる。

この点、次の理由から、是正の要求等に限定することが適当であると考える。

- ・ 地方公共団体が許認可や事前協議などの法定手続を経ずに行為を行った場合には、それに対して是正の要求等がなし得るものであるから、是正の要求等に限定することで必要 十分である。
- ・ 「地方公共団体が許認可や事前協議などの法定手続を経ずに行った行為そのもの」は、 当該行為が、一般私人を対象とする処分等である場合には、これに対して国等から訴えを 提起するときに、当該私人との間における処分等の効力についてどのように取り扱うかと いう問題となりうる。

いずれにせよ、国等からの訴訟においては、「許認可や事前協議などの法定手続を経ずに 行った行為」の相手方など第三者の利益保護の観点から、必要な措置を講じる必要がある。

なお、地方からの訴え提起等とともに、国等からの訴え提起等についても制度化することを勧告した第四次勧告においても、国等からの訴え提起等の対象については、国の関与一般ではなく、是正の要求等に限るとされていたところである。

イ 個別法における指示を対象とするか否かについて。地方自治法245条の7に規定する「是正の指示」のみを対象とするのか、個別法における「指示」も対象とするのか、問題となる。

この点、「個別法における『指示』と、地方自治法における『是正の指示』は、前者によって後者が排除される関係にはないので、『是正の指示』のみを対象とすれば十分である」という考えも、「地方公共団体からの訴え提起等は、個別法における『指示』も対象としていることから、整合性を考えると、対象とすべきである」という考えも、いずれもあり得る。国等からの訴え提起等の趣旨、地方自治の尊重の観点などを、総合的に勘案して検討を行うことが必要であると考える。

ウ 法定受託事務を対象とするか否かについて。法定受託事務については、現行制度に おいても履行確保手段として裁判手続を経た上での代執行が認められており(地方自治法 245条の8)、また、これまで是正の指示に対して地方が応じないという問題は生じてい ないため、対象とするか、問題となる。

この点、以下の理由から、法定受託事務もまた対象にすべきであると考える。

- ・ 法定受託事務においても、代執行によることができない非代替的作為義務が想定される。
- ・ 代執行を採り得る場合であっても、代執行に至る前に活用しうる一般的な制度として 新たな訴訟制度等を作るということが、地方自治の精神に適合すると考えられる。
- ・ 現在、法定受託事務について、国と地方公共団体の間で具体的な係争が生じていない としても、今後、係争が生じる可能性は否定できず、様々な対処方法を用意しておくこと が適当である。
- (2) 国等から訴え提起等ができる時期について。「地方公共団体が不服審査申出期間に 審査の申出を行わないとき」とするか否かが問題となる。

この点、次の理由から、「地方公共団体が不服審査申出期間に審査の申出を行わないとき」 とすることが適当であると考える。

- ・ 不服審査申出期間は、是正の要求等について地方公共団体が判断するための猶予期間 とも位置づけられる。
- ・ 地方公共団体の自主的判断や不服審査申出・出訴権という地方自治を尊重する観点から、当該場合に限定することが適当である。

また、原則としてこのように考える場合でも、国民の生命、身体又は財産に重大な被害が生じている等、緊急を要する場合もあり得るため、このような特段の場合について別途 考慮することが適当であると考える。

なお、第四次勧告においても、国等からの訴え提起等ができる時期については、「地方公 共団体が不服審査申出期間に審査の申出を行わない場合」に限り、手続を開始できるとさ れていたところである。

(3)「審査申出期間徒過」の要件を要求する場合に、是正の要求等が違法であるとの主張を地方公共団体に認めるか否かについて。「審査申出期間徒過」の要件を要求する場合に、「是正の要求等が違法である」との主張をすることを地方公共団体に認めるか否かが問題となる。

この点、次の理由から、是正の要求等が違法であるとの主張を地方公共団体に認めるべきであると考える。

- ・ 国と地方公共団体の係争が、国と地方公共団体の間に法解釈について齟齬があることに原因があることに鑑みると、国と地方公共団体の双方のみならず、国民・住民が納得する形で係争を解決するためには、司法の場において、国と地方公共団体に、当初の是正の要求等について主張立証を尽くさせることが重要である。
- ・ 仮に、裁判所の判決に執行力を持たせるのであれば、審査申出期間が徒過した場合で も、是正の要求等の違法性についても改めて裁判において主張できるようにすべきである し、判決の強制手段が仮にない場合でも、裁判所の判決の事実上の権威に地方公共団体を 従わせようということになるから、審査申出期間が徒過した場合であっても、是正の要求 等の違法性について双方から主張立証を尽くさせた上で、裁判所が判断するとすべきであ る。
- ・ 地方公共団体は、是正の要求等に対し不服がある場合の審査申出が義務付けられているものではないため、訴訟手続という別の手続においては、是正の要求等が適法であるかどうかを改めて争うことを制限すべきではない。

(以上の点については、二2(1)イも参照。)」

「2 訴訟の形態について」。2の項目における主な変更点としましては、以前の素案では、ここで4行、柱書きがございましたけれども、ワーキングのご議論で、柱書きを削除して、7ページの(3)と新しく項目を切って、後ろのほうに持っていっております。それでは、読み上げを続けます。

「2 訴訟の形態について、(1) 違法確認型の訴訟について、ア 違法確認型の訴訟の 可否について」。ここの主な変更点としましては、下から2行目の「そして」以降の4行ち ょっとを、山本先生からご指導いただきまして、追加をしております。

「違法確認型の訴訟(条文イメージとして、「国等は、裁判所に対し、国等が要求又は指示した事項を地方公共団体が行わないことが違法であることの確認を求めることができる」というもの)が考えられる。

この点、問題が生じる原因は、国と地方公共団体の間で法律解釈等の齟齬が生じていることにあることに鑑みると、是正の要求等に従わないことについて適法・違法の主張ができ、裁判所がこれを判断する、という構造は明快であると考えられる。また、違法を確認することで、問題の解決には十分であると考えられる。そして、違法を確認することにより、是正の要求等の適法性が既判力をもって確定されることになることを考えれば紛争解決のために確認判決が適切である。さらに、地方公共団体が是正の要求等に従っていないことを考えれば確認判決が必要であるので、このような確認訴訟には即時確定の利益が認められ、確認の利益が肯定される。」

「イ 違法確認型の訴訟に係る論点について」。このイのところでの主な変更点ですが、 最初の4行につきまして、事務局からご提案をして、ワーキングでご議論をいただいて、 新たに追加をしております。それでは、読み上げます。

「是正の要求等の適法性については、審査申出期間徒過により確定するものではない。 一般的に、出訴期間(不服審査前置の場合は審査申出期間)の徒過により、無効の瑕疵が ある場合以外は、行政処分の効果を否定する裁判上の手段は無いこととなるが、当該処分 の適法性が確定するわけではない。

違法確認型訴訟で、是正の要求等の違法の抗弁を認めると是正の要求等の早期確定の要請が損なわれるという問題が生ずるが、早期確定の要請は相手方たる地方公共団体が争えば満たされないことになるので、制度設計に際してそれほど強いものではなく、新たな訴訟制度に即した立法も可能であり、かつ、新たな訴訟制度が、国・地方公共団体の係争処理に特化したものであるので、取消訴訟制度一般に影響を及ぼすものではないと考えられ

る。

違法の抗弁を認めることは、行政処分たる是正の要求等の効果を否定することになるという見解に対しては、そのような例外(公定力の限界)を認めるかどうかは当該制度の合理性、一般の処分との関係における特殊性によって判断さるべきもので、カテゴリカルに否定されるものではない。国等からの新たな訴訟制度との関係において言えば、新たな訴訟制度は、そもそも、処分の行政的執行を断念し、いわば司法的執行によることにしたものである(二3参照)ので、一般の行政行為の効力論をここに当てはめるのは適切ではない。

なお、違法確認型訴訟を制度化する際、違法の抗弁につき、これを認めるにつき特別の 規定を置く必要があるかどうかの法制実務的問題は別にあるので、今後検討する必要があ る。」

「(2)義務付け型・差止め型の訴訟について、ア 義務付け型の訴訟の可否について」。 アにおきます主な変更点としまして、7ページの中ほどの最後の4行の括弧書きにおきま して、前回のご議論を踏まえ、夫婦の同居義務といった文言を削除するという修正を行っ ております。それでは、アのところから読み上げをしたいと思います。

「ア 義務付け型の訴訟の可否について。義務付け型の訴訟(条文イメージとして、「国等は、裁判所に対し、国等が要求又は指示した事項を行うべき旨を地方公共団体に命ずる裁判を請求することができる」というもの)が考えられる(詳細は二4参照)。

この点、義務付け訴訟の場合、「是正の要求等により生じている義務と同じ義務を裁判所が改めて命ずる訴訟である」という考えと、「是正の要求等により生じている義務とは別の義務(是正の要求等により生じている義務の範囲内で、訴訟前の指示ないし、訴訟における請求の趣旨により特定される)を裁判所が新たに課す訴訟である」という考えとがありうる。

いずれの考えでも、判決の執行を担保する仕組みを設けるか否かにかかわらず、違法確認型の訴訟と同様、司法の判決において係争の原因となっている適法・違法の判断がなされるものであり、訴えの利益が肯定され、法的意味があるといえる。特に、後者の考え方による場合、裁判所が課す義務は別の義務であるから、明らかに法的意味があるといえる。

なお、現在の法定受託事務の代執行に係る裁判においては、裁判前に各大臣がなした是 正の指示と同じ内容を命ずる旨の裁判を各大臣が求める仕組みになっている(地方自治法 245条の8)。 問題の解決という点についても、違法確認型でも十分であると考えられるが、仮に、義務付け型の訴訟において、判決の執行を担保する仕組みを設ける場合には、それによって、問題の解決がより期待できると考えられるし、そうした仕組みを設けない場合でも、裁判所が直截に命じることによって、本件訴訟の解決がより期待できるとも考えられる(民事訴訟において、強制執行ができない義務でも、義務の確認だけでなく給付訴訟が認められる場合があるところ、裁判所が命じること自体に意味があり、任意の義務の履行がより促進されるという考え方も、その認められる理由の一つであると考えられる。)。

イ 差止め型の訴訟について。地方自治法における「是正の要求」及び「是正の指示」については、地方公共団体の具体的な事務処理に関し行うものであるため事前に行うことはできないが、個別法に規定された指示の中には差止訴訟の利用が想定されるような事前の指示もあり得る。よって、個別法における指示を、国等からの訴えの対象とする場合には(二1(1)イ参照)、差止訴訟の類型も検討事項となり得る。」

「(3) 違法確認型、義務付け型・差止め型いずれを採用するかについて」。この(3) につきましては、先ほどご説明したとおり、ワーキングのご議論を踏まえ、こちらに移動して、新たに立てたものです。読み上げます。

「以上のとおり、違法確認型の訴訟と、義務付け型・差止め型の訴訟があり得ると考える。このうちいずれを採用するかについては、法制技術的な観点から、立法の過程において、十分に検討する必要がある。なお、いずれか一方のみを制度化するのではなく、係争のあり方に応じて適切な形態を選択できる制度とすることもあり得ると考える。

- (4) 諸外国における国からの訴えについて。諸外国においては、適法性の確保や公務の執行の確保などが国(州を含む)の役割とされ、次のとおり、国が地方公共団体を相手方として訴えを提起できることとされており、実際に、多くの紛争が裁判の場において解決が図られている。今回の検討において、参考にすべきと考える。
- ・ フランスにおいては、1982年の「市町村、県及び州の権利と自由に関する法律」により、地方長官(官選知事、prèfet)による後見監督制度(tutelle、事前の合目的性コントロール)が廃止され、裁判所による事後の適法性コントロールが整備された。すなわち、法律で列挙された重要な行為について、市町村(commune)及び県(dèpartement)においては県の地方長官への、州(règion)においては州の地方長官への送付を要する。地方長官は、送付された行為が違法であると認めるときは、当該行為を地方行政裁判所に付託する。地方行政裁判所は、付託に理由があると認めるときは、当該行為を取り消す。

- ・ アメリカにおいては一般的に、州法に義務付けられた事務の実施について、州法務総裁 (Attorney General) は、職務執行令状 (Writ of Mandamus、裁判所が各種行政機関に対して発給する職務の執行を命じる令状) の発給を求める訴訟 (職務執行命令訴訟) を提起することが可能である。また、地方政府の自治的な事務の実施について、州法務総裁は、地方政府の条例や職員の行為が連邦憲法や州憲法に違反していると認めるときは、州民を保護する目的等により、州民の代表として地方公共団体を相手方として訴訟を提起することが可能である (Parens Patriae訴訟、父権訴訟)。
- ・ イギリスにおいては、個別法においてDefault Powersという見出しで義務履行確保手段について定められているのが一般的である。そこでは、大臣が義務の履行を命じた後、地方公共団体が従わない場合に、裁判所に職務の執行の命令 (Mandamus) を求めることにより命令の履行確保が図られる仕組みになっている。これは大権的救済方法であるから、その歴史的経緯から、制定法がない場合でも利用可能であると考えられる。
- ・ ドイツにおいては、行政的関与の仕組みが発達しており、司法的関与は例外的なものであるが、私人の不服申立に対する市町村の決定・裁定等に対し、市町村を相手方として、州が取消しを求めて出訴する制度(Aufsichtsklage、監督訴訟)が存在する。
- 3 新たな訴訟の制度的位置付けについて。新たな訴訟は、違法確認型であれ、義務付け型・差止め型であれ、判決を得ることにより地方公共団体の義務の履行を促す司法的執行であると位置づけることが可能であると考える。

すなわち、是正の要求等は形成効があり、地方公共団体に義務が生じているところ、それが果たされず不安定な状態になっている場合に、諸外国の例に照らすと、ドイツであれば行政的監督制度、フランスであれば行政裁判所に対する訴え、アメリカ及びイギリスであれば職務執行命令訴訟などにより義務の執行が図られている。そこで、我が国においては、違法確認あるいは義務付け・差止めといった判決を司法において得ることによりその執行を図ろうとするものであるという説明である。

司法的執行で典型的なのは刑事罰を科すことや、判決に基づいて強制執行を行うことであるが、そのような執行力のない判決を得る訴訟であっても、広義の司法的執行であるとの説明は可能であるものと考えられる。」

以上でございます。よろしくお願いします。

【塩野座長】 どうもありがとうございました。前のほうから順次、ご意見を賜りたい と思います。 まず3ページのところなんですけれども、この前から多少問題となっておりましたところで、ポツが2つございますが、このポツの2つでうまく説明できているかどうかということで、ワーキンググループ等でも議論をいたしまして、一応こういう形でおさめた次第でございます。

斎藤委員、ここのところはこれで大丈夫かな。

【斎藤委員】 ええ。アの1つ目のポツは、これではっきりしたと考えます。つまり、 そういう法定手続を経ずに行った行為については、それについても是正の要求ができるわけですから、後者を対象にすれば十分であるということで。はい。

【塩野座長】 これはなかなか難しいんですけどね。この「いずれにせよ」以下のところね。第三者をどういうふうに参加させるかという点は。それから、判決の効力の問題もありますので、そこをあんまり突っ込む時間的余裕がなかったんですけれども、これも解釈論で済むという意見と、あるいは制度的に何か手当てをしなければいけないかということと両方ありますけれども、「いずれにせよ、国等からの訴訟においては」というところ、「必要な措置を講じる必要がある」ということで、多少ぼやんとした形で書いていますが、青山委員、これでよろしい……。

【青山委員】 特に……。

【塩野座長】 ちょっと第三者は難しい部分ですからね。

【青山委員】 いいんじゃないかと思います。

【塩野座長】 どうもありがとうございます。

【青山委員】 日本語の問題ですけど、この2つ目のポツの文章の最後のところ、「取り扱うかという問題となりうる」という文章は、「取り扱うかということが問題となりうる」 じゃないんですか。

【塩野座長】 そうですね、はい。そのほうが正確だと思います。

【高橋委員】 ここのところの「いずれにせよ」というのは、どういう意味かなというのがちょっとよくわからない。

【塩野座長】 これは前のほうだけで議論をしても、是正の要求を後からしたっていい じゃないかと。できるんだけどね。そのとき、やっぱり第三者の問題がどう絡んでくるか。

【高橋委員】 それは2つ目のポツの説明とは違う? 1つ目にも関係すると……。

【塩野座長】 関係するという。

【高橋委員】 関係するということなんですか。

【塩野座長】 というつもりで、「いずれにせよ」と。

【高橋委員】 そこのところがちょっとよくわからなかったものですから。2つ目を説明しているのかなという気がしたものですから。

【塩野座長】 いや、そうではなくて、上のほうもあるんじゃないかと思って、一応「いずれにせよ」といたしました。

ここのところはいいですか。文章上の問題についても、どうぞ適宜、もう今日が最後になりますので、おっしゃっていただければと思います。

次のページに移って、よろしゅうございますか。次のページは内容的には、これでよかったと思うんですけど、これで一般の方がわかるかどうか。「この点」という2行目ですけれども、「前者によって後者が排除される関係にはないので」というのは、あっても一般法が働くということなの? 僕が聞くのもおかしいんだけど。

【上仮屋理事官】 そうですね。個別法で指示があっても、是正の指示を行うことが可能です。

【塩野座長】 「前者によって」だから、個別法による指示があっても、是正の、地方 自治法の制度は、それとして独自に動くという。

【上仮屋理事官】 はい。個別法の指示で排除されるものではありません。

【塩野座長】 そのことを言いたいわけですね。

【上仮屋理事官】 そうです。

【塩野座長】 もうちょっとわかりやすくしたほうがいいかな。ここ、ちょっとわかり やすく。今日の終わりまでに。今日、確定しますから、休みの間に考えてください。

このあたりは、かなり地方自治法上の制度との関係がありますので、法律専門家というよりは地方自治法の専門の斎藤さん、あるいは事務局あたりで、何かこれでいいかどうか 結論的なことをおっしゃっていただければと思いますが。斎藤さん、大体これでよろしいですね。

【斎藤委員】 ええ。イの個別法のほうも表現の問題は、ちょっとわかりにくいという。 前者、後者をかえていただいたほうがいいと思いますけれども、地方自治法の制度が、そ の場合も発動できるわけですから、そちらをターゲットにすれば済む話です。

それから法定受託事務につきましても、代執行が想定されないものがあるというのが1 つで、代執行できるものについても、より一般的な、強制的なものを含まない訴訟制度が あるというのは、今よりはより自治的な面もあるということで、ウについても、これで特 段の問題はないと思います。

【塩野座長】 時期の辺もよろしいですか、(2)。

【斎藤委員】 はい。これも自治体の側の判断の期間という観点がありますから、やはりそれを過ぎてからというのが原則で、ただ緊急の場合は、何か国民の生命に問題があるというような場合は、それを経ずにということでしょう。

【塩野座長】 文章上の問題ですが、4ページの一番下、「場合」が3行の間に3つ出てくるので、「場合」はちょっと考えさせていただきます。

それで、次の(3)は、やや次の訴訟の形態の問題ともということで、ここの趣旨は、 とにかく違法であるとの主張を認めるということの合理性。訴訟法上のいろんな問題は別 として、とにかく違法の主張を、是正の要求等は違法であるということを主張させないと よくないのではないかという趣旨で書かれているもので、そういった点で、最後のところ、 「(以上の点については、ニ2(1)イも参照。)」とやったのは、法的な問題については、 ニ2(1)イを見てくださいという趣旨でできているものでございます。

【斎藤委員】 (3)の最後のポツの2行目なんですが、「訴訟手続という別の手続」とあります。これ、考えてみますと、現在も審査申出の後、訴訟がありますので、ここをはっきりさせるには「新たな訴訟手続」としたほうがよろしいかと思います。

【塩野座長】 はい、わかりました。じゃ、それを加えます。

【久元局長】 ちょっと戻って恐縮なんですが、3ページの真ん中のところで「是正の要求等」という言葉がたくさん出てきて、ここで定義をしているんですが、実は前にも「是正の要求等」という言葉が出てくるのと、それから我々にとっては当たり前の話なんですが、一般の方から見ますと、是正の指示は法定受託事務、是正の要求は自治事務ということは、どこにも説明がないので、「自治事務に関する是正の要求、及び法定受託事務に関する是正の指示」というのをどこかで書いて、それを「以下、是正の要求等という」というふうに定義をしないと、ちょっと一般の方は混乱するかなという気がしますので、そこだけ……。

【塩野座長】 ご提案だと、あれですか。1行目に「是正の要求・指示」と簡単に書いてある。

【久元局長】 はい。

【塩野座長】 ここに今のを丁寧に入れて、「以下、是正の要求等という」、そういうふうにしますかね。

【久元局長】 そうですね。ただ、前のところにも「是正の要求等」という言葉が出てきますので、これは一般的な総論の部分ですから、そこは……。

【塩野座長】 そうですね。そこはもうかなり制度的ながっちりしたものになりますから。

【久元局長】 はい。

【塩野座長】 わかりました。

はい、どうぞ。

【青山委員】 これもまた表現の問題なんですが、5ページの2の訴訟の形態についての前の一番最後のポツの文章なんですけど、「地方公共団体は」というのが主語になって、最後のところの「制限すべきではない」というのは、地方公共団体が主語でありようがないので、どこかで途中で主語がかわっているんです。「を制限すべきではない」じゃなくて、「を制限されるいわれはない」とか「理由はない」とか何かそうでもしないと、つながらないんじゃないかなと思うんですけど。

【塩野座長】 いやいや、これはむしろ「ため」のところまで……。

【青山委員】 割りなんですか。

【塩野座長】 割っているんです。もしやるとすると、「地方公共団体が」と、もう一つ、 主語を。

【青山委員】 それもちょっとうっとうしいですよね。最初のポツを取っちゃって、あとは主語がない文章にして、制度的なものとして書くのかな。

【塩野座長】 ここのところでも、ちょっとうっとうしいですかね。2行目の「是正の要求等が」というところに、あるいは「どうかを」の次に、「地方公共団体が改めて争うことを制限すべきではない」という。

【青山委員】 それなら、わかりますね。

【塩野座長】 じゃ、少し遠くにしましょうね。「どうかを地方公共団体が改めて争うことを制限すべきではない」と。ありがとうございました。

【牧原委員】 日本語で言えば、「審査申出が義務付けられている」という表現からすると、「地方公共団体には」だと思うんです。

【青山委員】 そうか。

【塩野座長】 ここは多少趣味の問題ではあるけど……。

【牧原委員】 いや、つまり主語が「地方公共団体は」というような感じではないとい

う文章になると、次のほうがつながりやすいというだけです。

【塩野座長】 じゃ、「には」にしましょう。どうもありがとうございました。

訴訟の形態のところについては、ワーキンググループでいろいろ議論をして、山本さん に随分いろいろ、フランスに行く前に大急ぎでやったということですが、帰って見て、大 体言ったとおりに直っていますか。

【山本委員】 大体こういう形かと思います。

【塩野座長】 ということで、一応山本さんの目を通しているところでございますが、 いろいろご議論いただきたいと思います。

まず中身に入る前にといいますか、5ページの「この点」の次に、「国と地方公共団体の間で法律解釈等の」、この「等」はどういう趣旨で入れたんだっけ。

【青山委員】 これは多分、私、前回、法律解釈以外に事実認定の争いもあるんじゃないかと。裁判所の役割としては事実認定の争いを解決することもあるのでと申し上げたので入れていただいたんだと思うんです。ただ、ほかの場所では直っていないので、ここだけとりあえずというのは統一性がないように思います。

【塩野座長】 事実認識はもちろん当然入るということで、ここで「等」があるというのは、後のところにね。じゃ、これは削除したいと思います。どうもありがとうございます。

そこで、次のところ。山本さんの文章では、「さらに」の前と後がつながっていましたので、ここで一応切って、「さらに」と。

【山本委員】 そうですか。

【塩野座長】 要するに、これは確認の訴訟が適切であるということと、それから確認の利益という2つの。

【青山委員】 違法確認型の訴訟の可否についての文章の1行目から2行目です。「国等が要求又は指示した事項」とあるのは、ほかにも後でも出てきますけれども、「要求し又は指示した」とするか、「要求又は指示をした」というふうに書く、どちらかではないかと。

【塩野座長】 はい、わかりました。

【斎藤委員】 形式なんですが、6ページのイの違法確認型の訴訟です。そこの下から 7行目です。「国等からの新たな訴訟制度」、これ、前の版では「国等からの訴え提起とい う新たな訴訟制度」となっていたのを短くしたんでしょうが、「国等からの新たな訴訟制度」、 ちょっと日本語としてはおかしいので、「国等からの」を取ってしまうか、前のように「国 等からの訴え提起という新たな訴訟制度」としたほうが、次の行に「新たな訴訟制度」と あるので、詳しくしたほうが紛れないかなという。

それが1点で、もう一つの……。

【塩野座長】 事務局のほう、今のよろしいですか。はい。

【斎藤委員】 もう一つは、その5行下で「法制実務的問題」とありまして、これは7ページの(3)のところでは「法制技術的な観点」。これはどちらかに統一したほうが。どちらがよろしいかというのは、即断できませんが……。

【塩野座長】 これは「法制技術的」にしましょう。

【斎藤委員】 はい。

【塩野座長】 要するに、ここは法制局でやってくれという話。どうもありがとうございました。

今の青山さんが言われたところで、正確に言うと? もうちょっとここでやっておかないと、あれですから。何というんでしたっけ。国等は……。

【青山委員】 多分「要求し又は指示した」というのが正しいんじゃないかと思います。

【塩野座長】 「国等は、」、ここはいいんですね。「裁判所に対し、国等が要求し又は指示した事項を」でいいんですね。 どうもありがとうございました。

そこで、あと義務づけのところは、前回ここで、例の同居義務の辺のところについては、 それを取って、抽象的に書き直したということがございました。

ほかに特にございますか。

【山本委員】 6ページのところも……。

【塩野座長】 どうぞ。

【山本委員】 いや、今の青山委員のご指摘で、義務付け訴訟のところも同じですよね。

【塩野座長】 はい、同じ。

【青山委員】 はい。

【塩野座長】 そうですね。よろしいですか。はい、どうぞ。

【斎藤委員】 8ページのイギリスの……。

【塩野座長】 イギリスね。はい。

【斎藤委員】 最後です。「制定法がない場合でも利用可能であると考えられる」というのは、研究会なり調査としてはそう考えるという話になりますが、それともイギリスで「考えられている」なんですか。 どちらでしょうか。

【北島准教授】 記述がないですね。制定法がない場合に、こうした手続を踏んだと思われるような判例を1つ見つけたんですが、それ以外に近年こうした手段を用いたといえる例を見つけることができなくて、けれども大権的救済方法というものの歴史的経緯から考えると、当然使えてしかるべきだという意味です。

【斎藤委員】 わかりました。じゃ、「考えられる」というこちらの判断ということで。 はい。

【高橋委員】 そこ、ついでに、Default Powersって、何か訳語ないんですか。

【北島准教授】 それは私もかなり調べて、自分でも何かつけられないかなということ を考えたんですが。

【塩野座長】 これは田中さんの『英米法辞典』にも出てこないの?

【北島准教授】 調べた限りは出てこなかったと思います。

【高橋委員】 ほかは全部訳語を当てているんだけど……。

【塩野座長】 ないんだから、しようがない。

【高橋委員】 やっぱり考えて……。

【北島准教授】 はい。考えます。

【高橋委員】 もし考えられればね。

【北島准教授】 はい。

【高橋委員】 そのほうがいいかなという気がしました。

【塩野座長】 どうもありがとうございます。

【久元局長】 ここに集中して申しわけないんですが、「大権的」というのは、実はあんまり使わない言葉なので、原語を括弧して入れていただくとすれば、何がよろしいでしょうか。

【北島准教授】 これはPrerogative Remediesです。

【斎藤委員】 ドイツのところ、もとの資料で行政的関与か司法的関与かという類型に 基づいたのが残ってしまっているので、前半の「行政的関与」のところは「行政的監督」 にかえていただいたほうが良いと考えます。

【塩野座長】 そうですね。

【斎藤委員】 「行政的監督」で。ただ、司法的のほうは「監督」にすると、ちょっと 強過ぎるので、「関与」のままがいいかと思います。

【塩野座長】 じゃ、「ドイツにおいては、行政的監督の仕組み」ですね。

【斎藤委員】 はい。

【塩野座長】 ここのところは最後のところに1行あけて、行を改めて括弧して「以上につき、資料何々参照」ということは入れてください。

そこで次に、先ほどのところでちょっと戻って申しわけありませんが、内容的な確認ですが、7ページの(3)、「いずれを採用する」ということで、「法制技術的な観点から」ということで、多少いいかげんな処理の仕方だけれども、ここで決めつけてどっちかというよりは、もう少し実際上の運用の、特に裁判所や何かの運用の問題もありましょうし、ここはオープンにしておいたほうが私はいいと思いますが、それでよろしいですか。

【久元局長】 はい。

【塩野座長】 それから、新たな訴訟の制度的位置付けというのは、こういう形で司法的執行ということで入れるというふうにしていただいたところですけれども、ちょっと気になったのは、2段目の「すなわち」のところです。「是正の要求等は形成効があり、地方公共団体に義務が生じているところ」、これは日本法ですよね。

【久元局長】 はい。

【塩野座長】 それが不安定な場合にと。そこで「諸外国の例に照らすと」というと、ちょっと早とちりすると、外国でも形成効のある処分がなされて、従っていないというふうに読めちゃうんだけれども、形成効があるとかないとか言っているような議論をするのは日本人だけです。「なっている場合に」はもう取っちゃって、「すなわち、諸外国の」、「さらに」というぐらいにやって、「諸外国の例に照らすと」というふうに、一々、日本法の説明をしないほうがいいかもしれませんね。いかがでしょうか。これ、「すなわち」だけじゃないんだな。すぐ、ぽーんと「諸外国の例に照らすと」というところまで飛んだらどうですかね。よろしいですか。

イギリス人は形成効なんて……。

【北島准教授】 あまり言わないですね。

【塩野座長】 あまり言わない。ドイツの場合、言うんでしょうけれども、ドイツの場合は、行政的監督でAufsichtsのほうにいってしまう。

【斎藤委員】 そちらで行いますから。

【塩野座長】 どうもありがとうございました。それでは、この3のところまで一応終わりまして、10分間休んで、その間、少し事務方のほうで今のところ、考えておいてください。それでは、45分に再開します。それまで、お休みください。

【塩野座長】 それでは、大分直しも進んだようですけれども、これからまた何カ所か直しが出てくるかもしれませんので、最後にこれが終わった後で、最初に戻って、直すべきところについて、主要な点だけを取り上げたいと思います。

それでは、次が二の4、5について、お願いします。何ページですか。

【上仮屋理事官】 4につきまして、9ページをお開きいただければと存じます。

それでは、4と5につきまして、読み上げをさせていただきます。

4の項目につきましては、前回会議におきまして、事務局の資料3、パターン1からパターン4までの請求を具体化できるかという資料をもとに随分ご議論をいただき、ワーキングでもいただきまして、内容、構成とも大きく変更を加えておりますので、ご議論を賜ればと思います。

それでは、読み上げます。

「4 「訴え提起に向けた指示」について。是正の要求等とは別に、訴え提起の前提として、是正の要求等の具体的内容を、行うべき期限を定めて指示する「訴え提起に向けた指示」が必要か否かが問題となる。

なお、この論点は、主に義務付け型・差止め型の訴訟についての論点である。問題の所 在は、次の通りである。

- ・ 是正の要求・指示とも、当該関与を受けた地方公共団体は、是正又は改善のための必要な措置を講じなければならない法的な義務が生じるとされている。一方で、「是正の要求」は、是正又は改善のための具体的措置の内容については指示できず、かつ、具体的措置の内容については、地方公共団体の裁量によるものとされている。また、「是正の指示」についても、個別・具体のケースによっては、具体的措置の内容が示されない場合もありえる。このため、訴訟物の特定という観点から、国等が改めて具体的内容を地方公共団体に指示する処分が必要かが問題となる。
- ・ 「訴え提起に向けた指示」は、訴訟手続の一環であるとしても、地方自治法245条 1号へに規定する「指示」に該当すると考えられ、地方自治法245条の3第6項に照ら すと、自治事務に関しては、できるだけ設けないことが望ましいと考えられる。

この点、次の理由から、改めて「訴え提起に向けた指示」を行うことは不要であり、是正の要求等により生じている「是正又は改善のため必要な措置を講ずべき義務」を果たすべき旨を命ずる裁判を求めるという直截な請求でも、訴訟物の特定としては十分であると

考える。

- ・ 判決に執行力を持たせないのであれば、訴訟物の特定は、訴訟の段階でだけ問題になるのであるから、当事者の攻撃防御を的確に集中でき、かつ裁判所が適切な判断を下せる程度の特定でよいということになり、今の民事訴訟で考えられているものより、もう少し緩いものでもよいと考えられる。
- ・ 是正の対象となる自治事務においても、当該事務について規定する法令によっては、 地方公共団体の措置義務の内容が一義的である場合もあるし、そうでない場合であっても、 措置を講ずべき義務の内容は、ある程度選択肢の特定が可能なものであると考えられる。
- ・ 民事訴訟では、例えば騒音差止訴訟において、「裁判所は被告に具体的な措置を命ずるよりも、一定の音量以下にすべきことを命ずることとし、そのための具体的な措置については被告にゆだねることが適当である、ある程度抽象的な訴訟物の特定でも、被告の裁量で判決後、措置をすることがむしろよい」との見解も、学界では有力説となっている。

なお、具体的な措置を求めることができないとされている是正の要求であっても、是正の要求により生じている措置義務の内容が一義的に特定できる場合には、訴訟における請求の趣旨において、具体的に一義的な措置を示して、請求を行うことができるとすることも、地方公共団体の裁量を奪うものではなく、裁判の遂行に資するものでもあるから、可能であると考える。

さらに、是正の要求により生じている地方公共団体の措置義務に一定の裁量の幅が認められ、複数の選択肢が考えられる場合に、国は、訴訟における請求の趣旨において、特定の選択肢を選択して義務付け等を求めることができるとし、裁判所が判決により特定の選択肢を講じることを命じるとすることもまた、判決を受けた地方公共団体が、判決で命じられた選択肢以外の措置を講じて当初の是正の要求により生じている義務を履行する余地を認めるのであれば、是正の要求制度の趣旨に添うものであるので、可能であると考える。

なお、当事者の攻撃防御を的確に集中でき、かつ裁判所が適切な判断を下せるようにする観点から、民事訴訟でも、提訴前に、当事者間で一定の交渉がされ、相手方にはどのような趣旨の訴えが起こされるかは通常分かるものであるから、この種の国と地方公共団体の間のやり取りを認め、当該やり取りは処分ではないと整理することが適当である。

5 訴え提起に向けた「加重要件」について。「違法であること」に加えて、「明らかに 公益を害していると認めるとき」といった要件を加重すべきか、問題となる。問題の所在 は、次のとおりである。

- ・ 「訴え提起に向けた指示」を、国等からの訴え提起の前提として設ける場合には、「訴 え提起に向けた指示」は、地方自治法245条1項1号へに規定する「指示」であると考 えられるところ、地方自治法245条の3第6項にてらすと、自治事務の処理に関する訴 え提起の要件として、公益要件など何らかの加重要件が必要と考えられる。
- ・ 「訴え提起に向けた指示」を設けない場合、又は、法定受託事務の処理に関する訴え 提起の場合には、地方自治法245条の3第6項は働かないが、なお公益要件など何らか の加重要件が必要という考え方があり得る。

この点、次の理由から、「公益要件の加重は不要である」との考えがある。

- ・ 地方からの訴え提起の場合には特段の加重要件はない。国と地方は対等であり、第三 者機関や司法手続へのアクセスも平等であるべきである。
- ・ 公益要件に該当するか否かで難しい議論が生じるおそれがある。この観点から、建築 基準法における代執行については、公益要件を不要とし違法性のみを要件とする改正が行 われている。
- ・ 国による訴えの提起は例外的なものであり、おのずから国の自制が働くと考えられる から、公益を害するかどうかは訴訟要件とはせず、違法性だけを訴訟要件とすればよい。
- ・ 是正の要求の要件は、「法令の規定に違反していると認めるとき」又は「著しく適正を欠き、かつ、明らかに公益を害していると認めるとき」とされており、法令違反の場合と不適正処理の場合とで要件に差をつけ、後者にのみ公益要件を課している。このため、両者をともに訴え提起の対象とした上でさらに「明らかに公益を害していると認めるとき」という要件を付け加えてしまうと、法令違反の場合と不適正処理の場合とで差をつけていることとの平仄が合わなくなってしまうおそれもある。

一方で、次の理由から、「公益要件の加重が適当である」との考えもある。

- ・ 地方自治の尊重の観点からは、違法性だけでなく、公益を害するかどうかを訴訟要件 とし、地方公共団体の判断を尊重するべきである。
- ・ 広く薄く住民の利益が阻害される、あるいは直接的に国の利益から看過しがたいなど、 そうした状況に対して、新たな訴訟制度による対応が必要になる。
- ・ 裁判に訴えてまで問題を議論してもらうには、それなりの利益がないといけないという、一つの縛りをかける必要がある。

また一方、折衷的な考えとして、「公益要件の加重は法律上求めるのではなく、運用上求めることが考えられる」という考えもある。

国からの訴え提起について、公益要件を加重するか否かに関する以上のそれぞれの見解は、いずれも一定の合理性があり、いずれの制度設計もあり得ると考える。新たな訴訟制度の趣旨、地方自治の尊重の観点などを、総合的に勘案して検討を行うことが必要である。

なお、諸外国においては、次のとおり、適法性の確保や公務の執行の確保を目的として 国が地方公共団体を相手方として訴えを提起する場合には、違法性の要件のみで足り、別 途、公益要件などは要求されないことが大勢である。

- ・ フランスにおける地方公共団体の行為の取消訴訟については、違法性のみが要件であ り、別途の要件を要しない。
- ・ アメリカにおける職務執行命令訴訟については、法律上の義務を行っていないことが 要件であり、州法務総裁が訴えを提起する場合、別途の要件を要しない。
- ・ イギリスにおける地方公共団体に対する義務付け等の訴訟については、法律上の義務 を果たしていないことが要件であり、別途の要件を要しない。
- ・ ドイツにおける、私人の不服申立に対する市町村の決定・裁定等に対し、市町村を相 手方として、州が取消しを求めて出訴する制度(監督訴訟)については、制度自体、二州 にのみ存在する例外的な制度であるが、違法性のみを要件とする州と、公益上の必要性を 付加する州がある。」

以上でございます。よろしくお願いします。

【塩野座長】 どうもありがとうございました。

それぞれにかなり重要な問題点が含まれているところでございますけれども、訴え提起に向けた指示について、これは主として訴訟法上の問題といいますか、ダブってしたほうがいいのかということ、それともう一つは、自治事務との関係もございますので、ご議論をいただければと思います。

この点、随分苦労していろいろ考えていただいた斎藤さん、大体これで意を尽くしていると。

【斎藤委員】 9ページの上から4つ目のポツ、「是正の対象となる自治事務においても」というところなんですが、前回の議論では、是正の要求が慎重になされるので、その段階である程度絞りがかかっているんじゃないかという趣旨で書かれていたのですが、そこは是正の要求自体、9ページの上に出てくる具体的な措置を求めるものではないということがありますので、むしろ自治事務とはいってもいろいろなものがあって、そもそも義務が一義的に生じている場合もある。ある程度、根拠法によっては特定が可能だと書いたほう

がいいのではないかと考えました。

その点の補足資料で、手短に説明いたしますが、後ろのほうにある参考資料1は横長の ものです。一番後ろですかね、一枚紙で。

【塩野座長】 これね。色つきのやつ?

【斎藤委員】 はい。「義務付け・枠付けの存置」とあって、参考資料1と右肩にあるものです。それから、その後ろに同じA4ですが、今度は縦長で、参考資料2という2つをつけていただきました。

まず、参考資料2から見ていただいたほうがいいと思います。これは、地方分権改革推進委員会で、自治事務について、国の法令がまさに事務の実施を義務付けているものがたくさんあります。つまり、法律でも仕組みを全部つくって、それを実施しなさいと。条例で要件を変えたり、補正したりすることは許容していないという現行法がたくさんあるのですが、地方分権改革推進委員会で、もっと自由度を高めましょうということで、2次勧告、3次勧告で見直しをしました。そのときに、なぜ自治事務だけを対象にして、まずこういう作業を行うのかということですが、ここが参考資料2の一番下の段落です。法定受託事務ではなくて、自治事務を対象にしたというのはなぜかというと、1つには、自治事務について、第2条第13項に配慮義務規定がある。法定受託事務については、事務の定義と、処理基準をつくるということが国に認められているので、ここでディバイディングラインが1つ引かれる。広い意味では、自治事務について是正の要求という形で、現在の制度はそういうふわっとした形での国の関与しか認めていなくて、法定受託事務については個別の具体指示ができるということで差をつけていることとこれは平仄は合っているわけです。ですから、是正の要求で絞り込むんだという考え方だけに依拠しますと、そこと少しそごが生じる。

そこで、自治事務であれば、こういう義務付けを全部取っ払えるのかといいますと、この委員会の作業でもそうはならない。自治事務の中には国のほうが非常に利害関心を持って自治体に実施してもらっているものがあるので、義務付け・枠付けを存置するものがある程度残らざるを得ない。それがお戻りいただいて参考資料1で、そういうメルクマールを作業で立てた。本体のメルクマールと追加メルクマールで、こういったことを扱う事務については、自治事務であっても、国が処理を一義的に義務付けるということは残さざるを得ない。それが改革推進委員会の判断です。

ですから、おそらくこういうメルクマールに該当するタイプの事務については、そもそ

もそれを不実施というときに、やるべきことがもう決まってしまっているというものがある程度はあるだろうと。そういう観点から、是正の要求でもって絞り込んでいるというのではないロジックを立てたということです。

そういう一義的に決まっているものについては、もとの案のほうにお戻りいただきますと、9ページの下から7行目ですか、一義的なものの場合は訴訟の段階で特定しても、それはそもそもそういうものなのだという説明が可能である。

ただ、そこまで決め切っていないものについてはどうなるかということですが、これは前回のこの研究会でのご議論をほぼそのまま生かした形になっていると思うんですが、行政の側では特定して義務づけを求めることはできるけれども、そして、それに対応した判決も出るけれども、なお、その場合も、地方公共団体としては、他の手段によって義務を果たしたんだという余地なり、余裕を認めることが必要なのではないかと。ただ、ここは独自に考えたというのではなくて、前回の議論で、そういうオプションがあれば、オプションの中から国の行政が選んで、それで裁判所が判決を出しても、なお、別の方法で義務履行をした可能性はあるというのが前回の議論だったと思いますので、こういう形になっています。

## 【塩野座長】 どうもありがとうございました。

先ほどもちょっと申したことですけれども、自治事務に対する国の関与というものについては、できるだけ少なくするという方針でずっと来ているところに、自治事務について是正の要求をし、さらにそれを司法的執行にゆだねるということについては、かなり抵抗感、あるいは違和感をお持ちの方もおられるかということで、ここは丁寧に書こうということで、こういうふうにしたわけです。

最初のところは、今の参考資料なんかを見ても大体わかると思いますが、参考資料を見ないとなかなかわかりにくいというのはあれですが、場合によっては括弧書きで、何々参照ぐらいあったほうがいいかもしれませんね。

## 【斎藤委員】 はい。

【塩野座長】 それから、後のほうで、こういう議論はしましたけど、つまり、裁量があって、だけれども、そのうちのこれは裁量の中の選択肢の中の1つであろうということで取り出して、それを裁判所がオーケーといったときに、自治体のほうでその命令どおりではなくて、裁量のもう一つ別の手段をとったときに、それで裁決に反するということになるかどうか、あるいは司法的な手続に反するんじゃないかという疑問があったわけです

けれども、民事訴訟でも公害のいろいろな施設をつくりなさいというときで、こういう判決で、こういう作為命令が出たときでも、いや、それよりも結構こういうのもあるよということで、結構的には同じように公害防止措置ができた場合には、訴えの利益がなくなるといいますか、あるいは……。

【山本委員】 その判決が出ている場合には、請求異議で執行は排除できるんだろうと 思いますね。

【塩野座長】 ということなんだけれども。

【高橋委員】 そこのところ、前回の議論の私の理解とちょっと違うなという感じを受けたんだけれども、もちろん判決が出ちゃった後、請求異議というのはあり得ると思うんですけれども、その前の裁判になった段階で、判決が出る前に、請求の趣旨とは違うことで、はい、やりますよと言えば、裁判所としてはこれは棄却するということはあり得るだろうと私自身は理解していたんで、判決が出ちゃったら、判決に従わなきゃいけないんじゃないかなという。

【塩野座長】 いや、そうでもないと言った。

【高橋委員】 それはまた裁判所に異議を言って行くということですね。それは別な手続ですから、いいですけれども、行かないで、判決が出ちゃったのに、判決ではこう言ったんだけれども、私の考えるところ、もっといい方法があるからそれをやって、判決にかえますということはできないだろうと。

【塩野座長】 それはどうなんですか。

【山本委員】 できないでしょうと先生がおっしゃる意味なんですが。

【高橋委員】 いや、判決が出ちゃってこうしなさいと言ったときに、もともとそこがいろいろあって、1つを選んで判決が出たんだけれども、いろいろあるところに戻って判決が命じたのとは違うことをやりますよと、それでもいいでしょうとは言えないんじゃないかなと。

【山本委員】 ここでの問題に直ちにあれかわかりませんが、民事訴訟での私の説明というか理解は、前提としては、例えば100ホーンの騒音を出してはならないという実体法上の請求権があるということを前提にして、しかし、その訴訟においては、それを達成する手段として、防音工事をせよというような請求を立てて、裁判所がそれを認めたと。その場合に、防音工事はしないんだけれども、工場の操業自体をやめてしまって100ホーンの騒音が出なくなったとすれば、実体法上の差止め請求権自体は消滅するんじゃない

かと思うんですよね。ですから、それに対してさらに防音工事を求めて強制執行した場合 も、請求異議の訴えでそれを排除できるのではなかろうかというのが私の理解として説明 をしたところです。

【高橋委員】 ああ、そういう場合。

【山本委員】 だから、直ちにこの場合とどの程度あれなのかというのはわからないんですが、そういうことであるとすれば。

【高橋委員】 防音工事をしなさいといったときに、やめちゃえばそうかもしれないけれども、防音工事とは違う形で……。

【山本委員】 あるいは、騒音が出ないような機械に入れかえて。

【高橋委員】 そういうのは許されるんですか。

【山本委員】 許されるんじゃないかと思いますね。騒音自体がそれでほんとうに出な くなればですね。

【高橋委員】 騒音を出すなというんではなくて、防止工事をしなさいという場合でも、 防止工事にかえて、結果的に騒音が出なくすれば、それでいいでしょうと。

【山本委員】 その背景にある請求権というのは、騒音を出さないようにするという差 止めの請求権が背後にあるんじゃないかと思うんですよね。その具体的な対応として、そ ういう請求はできるけれども、しかし、別の方法で、親になっている請求権がつぶれれば、 防音工事の請求権もなくなるのではないかと思われるということなんです。

【高橋委員】 なるほど。そうならば。

【塩野座長】 それは両方入ってきたと思いましたけどね。だから、前のほうの別のことをやりましたといったら、そこで請求棄却になるというのは、斎藤君のこのあれには出てなかったかな。

【斎藤委員】 ここでは出てないですね。ですから、10ページの2行目の「判決を受けた」以下が、そういう選択肢を絞った請求の条件として前回の議論から私が考えたことですので、そこの「判決を受けた」の前にもう一つ、自治体の側で措置を講じた場合には、訴えの利益がなくなる、というと決め切り過ぎかもしれませんが、どういう表現がいいですかね。

【塩野座長】 それはだから、ある種、違法状態が解決されたということになるんでしょう。

【斎藤委員】 ええ。だから、先ほどの山本先生のご説明で言えば、そういう訴訟自体

を支えている是正の要求に基づく請求がそれで達成されたということですからね。ですから、一番簡潔な修正としては、「判決を受けた」というのを消すと、両方、判決を受けただけじゃなくて、訴訟途上での対応というのを含む形になりますね。

【安田課長】 判決で命じられた選択肢以外の措置……。

【斎藤委員】 そこも変えなければなりませんね。

【安田課長】 「請求に係る」とかですかね。

【斎藤委員】 そうですね。「請求に係る選択肢以外の措置を講じて」というふうに変えれば。

【塩野座長】 そうですね。

【斎藤委員】 そこは山本先生のご説明と同じロジックでこの訴訟の場合も説明できるんじゃないかと思うんですね。一義的に特定できる場合以外は、是正の要求というのはふわっとしたものなので、例えば、ある産廃施設が非常に問題であると。産廃施設について、県が許可して操業させていることが非常に問題になっている。それに是正の要求が出た。何とかしなさいと。そうすると、選択肢としては、産廃の施設について許可を取り消すというのもありますけれども、もっとちゃんと操業させるというのもありますね。請求の趣旨としては、取消処分を出しなさいという請求の趣旨を立てたとしても、それ以外の、ちゃんとビニールシートで全部囲ませましたと地方公共団体がやれば、それで請求としては実現したということになるんじゃないかと考えます。

【高橋委員】 具体的な例が思い浮かばないんだけれども、選択肢の中には非常に強いものから弱いものまでというか、目的にぴったりのものから、ちょっと外れるものまであり得て、どれを選ぶかというときに、訴訟ではかなり特定して、一番ぴったりのものを求めていって、それが出たと。そういうときに、判決が出ちゃった後にそうじゃないところでやってもいいのかという。先ほど言われた例は、判決以上にやめちゃうというのだから、何の文句もないということなんだけれども、判決以下だけれども、でも、最初の是正の措置に合うでしょうということをやったときに、それも判決があるのに許されるのかなという、そんなことをちらっと考えたんですけれども。

【塩野座長】 この前、僕が一応考えたところは、どれを選ぶかというときに、選択裁量があるということになると、たまたま判決でこれが一番いいと思って、行政庁のほうで言ってきて、判決もそれを認めたとしても、裁量というものは残るんだということになれば、それは同列になるというのが私の意見です。

【高橋委員】 判決が出ちゃったら裁量が残るとは私自身は考えていなかったんで、訴訟を起こされて、これは勝ち目がないと思って、慌てて対応したという場合には、いろいろな選択肢の中で1つをとれば、これはよろしいということで、判決を棄却してもいいと感じたんですけれども、それを最後まで争って負けちゃったら、それより一歩ずれたところでやりましたよというのが……。

【塩野座長】 それはずれたと考えるから。全体の中で、どれを選んでもいいですよというのが是正の要求の趣旨だということになると、そのうちの1つを選んでも、ほかを選びましたというのが残らないと、なかなか是正の要求論者はそこはのみ込めない。非常に苦しいところ。

【高橋委員】 裁判所の権威がそれで損なわれないのかなという。

【塩野座長】 それは別の意味で権威はあるのでは? 裁判所の判決が出たから、こちらにしましたということになれば、それは公害の場合だって同じことだと。

渡邊さん、どうですか、今の議論は。弁護士として、そんなの受け入れられないという ことになると困る。

【渡邊委員】 いやいや、とても難しくてよくわかりません。ただ、同列に見られる場合にはそれでもいいのかなと感じましたけれどもね。

【高橋委員】 同列のときはいいと思うんですけれどもね。

【塩野座長】 いや、だから、そこは同列だと思っちゃうんですね。裁量というのはそういうことですから。中にあれば、どれをとるかは同列だというふうにしないと裁量にならないんですよ。選択のあれに劣があれば、それは裁量ではないんですね。法があるということですから。

【高橋委員】 わかりました。

【塩野座長】 それじゃ、よろしいですか。

文章のところは直すことにしまして、ここは今後ともいろいろ議論のあるところだと思いますから、事務局もきちんと説明をするように心がけてくださいね。なかなか難しいところだと思いますよ。

それから、加重要件のところは、いろいろなことを言って、結局は総合的に勘案してくださいということで、これは技術的な観点というよりは、やや地方自治政策論的な見地からここでは結論を出すことはしないという趣旨でできていますけれども。ただ、これはほかにもあったんだけれども、11ページのなお書きの「諸外国において」の前のところで、

「総合的に勘案して検討を行った上で結論を出す」ということにしないと、これまた、検 討しただけでは、結論を出さなきゃどうにもならない。

だから、「総合的に勘案して結論を導き出す」というふうにしたほうがいいんじゃないですか。この総合的検討の中には政策的な問題も入るという趣旨で。よろしいですか。

それから、これも言葉の問題であれですけれども、「ありえる」という言葉と「あり得る」という言葉があって、前のほうの「ありえる」は9ページの2段目の6行目で、僕はこういう言葉はあまり使わないんだけれども、「ありえる」で、今度後ろのほうに行きますと、5の2ポツの一番最後、「考え方があり得る」。どっちかに統一してください。

【高橋委員】 漢字を使っているところと、平仮名のところがあるんだよね。漢字にし ちゃえば好きなほう……。

【塩野座長】 じゃ、漢字で統一してください。どうもありがとうございました。 それでは、時間も大分押してまいりましたので、もしよろしければ、6、7についてお願いしましょう。どうぞ。

【上仮屋理事官】 それでは、6 でございます。1 1ページをお開きをいただきまして、 中ほどにございます。読み上げをさせていただきます。

「6 判決の執行力を担保する仕組みについて。判決の執行力を担保する仕組みが必要か、また、どのような仕組みが考えられるかが問題となる。なお、この論点は、主に義務付け型・差止め型の訴訟についての論点である。

この点、次の理由から、「判決の執行力を担保する仕組みは設けないことが適当」とする 考えがある。

- ・ 国の行政庁からの命令と、裁判所の命令とでは、その重みが違う可能性は十分にあり、 国の行政庁の命令に従わない場合でも、司法が判決により命ずる場合には、判決に執行力 がなくても従うことが期待できる。
- ・ 行政事件訴訟法における義務付け訴訟・差止め訴訟をはじめ、行政機関を名宛人とする判決について、特段の執行力が設けられておらず、判決が出れば行政機関は従うものであるという前提で制度設計がなされていることを考えれば、間接強制などを設けることについては、慎重に考えるべきである。
- ・ これまでの事例にかんがみると、行政庁は裁判所の判断を尊重することが期待でき、 従わないのはレアケースと考えて制度設計を行うことも考えられる。
- ・ 地方公共団体が独自の地位・資格で行う活動について強制金や間接強制という形でサ

ンクションを科すことをこれまでやってこなかったことを地方自治の尊重という観点から どう評価するかという視点もあるため、執行力なしの判決もあり得る。

- ・ 現在の地方からの訴えについても、特段の執行力による担保措置がないこととのバランスを考える必要がある。
- ・ 民事訴訟では、例えば確認訴訟の判決に執行力はない。また、強制執行ができない義務について、義務付け判決が可能であるとされ、判決が出されること自体により履行が確保され、紛争が解決されることが予定されているものがある。

一方で、次の理由から、「判決の執行力を確保する仕組みを設けることが適当」とする考えもある。

- ・ 仮に、裁判所の判決に地方公共団体が従わず、違法状態がそのまま続いているような 事態が生じれば、我が国の司法に対し大きなダメージを与えかねない。
- ・ 裁判所の判決は通常は尊重されると考えられるが、地方公共団体の場合、選挙のこと を考えて、判決に従わないこともあり得る。
- ・ 違法ということを認めた上でなお法律に従わない地方公共団体に対しては、裁判所が 義務付け等の判決を行っても、判決の執行力を担保する措置がなければ従わないと考えら れる。
- ・ 国と地方公共団体との間の係争は、法解釈の問題というよりも、政治信条などの法解 釈問題以外のことで対立している場合もあり得ると考えられ、そうであれば、裁判所の判 決に従うことになるかは、大いに疑問であり、裁判所の権威をおとしめることにならない よう、判決が履行されるための担保措置が必要である。

なお、諸外国における地方公共団体に対する判決の執行力を担保する仕組みについては、 次のとおりであり、各国とも仕組みが整備されている。今回の検討のみならず、我が国の 訴訟制度を考える上で、参考にすべきである。

- ・ ドイツにおいては、行政庁が判決・決定内容を履行しない場合、間接強制、すなわち履行期日を定めて、それまでに履行がなされないと、強制金を課す(一万ユーロが上限であり、反復して課すことも可能である。)ことにより履行を確保する方法がある。
- ・ フランスにおいては、行政法上の一般制度としてのアストラント(判決執行に対する 罰金強制の制度で、1980年に導入されたものである。)や、やはり一般制度としてのア ンジョンクション(作為命令・執行命令・指令・行為命令と訳される。行政裁判所が原告 の請求に基づき義務付け判決を行い、これに罰金強制を課すことで判決の執行を確保する

ものである。)が存在し、行政庁が被告の場合にも適用される。

アメリカ及びイギリスにおいては、判決に従わない場合には、裁判所は法定侮辱罪を 認定し、罰金や収監を命じる。行政庁が被告の場合にも適用される。

判決には、その執行の担保措置があってしかるべきである。このことは、行政庁に対する判決であっても例外ではない。諸外国の制度に照らしても、行政庁に対する判決の執行力を担保する措置が存在する。我が国の法制においては、一般的に、行政庁に対する判決の執行力の担保措置が存在しないが、この点は、解決されるべき課題であると考える。

新たに設けようとする訴訟の判決についても、本来、執行力の担保措置があってしかるべきである。しかし、日本法が一般的にこのような状況にある中で、新たな訴訟制度が先行して判決の担保措置を設けることは、特段の理由が必要になるため、難しいとも考えられる。まずは、執行力のない訴訟制度を創設することとし、執行力については、地方公共団体が判決に従わないという事態が実際に生じた段階で、民事執行法における間接強制にならった制度を導入することを含めて、改めて検討することも考えられる。」

「7 国地方係争処理委員会等の審査・勧告について」。7につきましては、前回会議における座長のご指示を踏まえまして、ワーキングでご議論いただきまして、構成の変更、あるいは重複感のある記述の削除など、全体を大きく変更しております。

それでは、読み上げます。

「地方からの訴え提起の場合と同様に、国地方係争処理委員会等の審査・勧告を求める 手続を前置することとすべきか、問題となる。

この点、次の理由により、「国地方係争処理委員会等の審査・勧告を求める手続きを前置することとすべきである」という考えがある。

・ 第四次勧告の提案は、国等から国地方係争処理委員会に審査申出ができる制度になっており、行政機関の内部で論点を整理し、解決を目指す制度になっていたことを考慮すべきである。

また一方、「前置を義務付けることとはしないとしても、選択制とする」という考えもある。

以上の見解は、それぞれ一定の合理性があるものと考えられるが、以下の理由により、 国地方係争処理委員会等の審査を、国等からの訴え提起の前提としないことが適当である と考える。

地方からの訴え提起にあたっては、審査申出が前置とされているところ、その趣旨は、

行政内部による簡易・迅速な解決を期待したためであるとされている。しかし、国等から の訴え提起については、地方が審査申出できるのにこれを行っていない場合になされるも のであるから、国地方係争処理委員会等の審査結果に地方が納得する可能性は極めて低い と考えられる。

- ・ 国地方係争処理委員会は簡易・迅速な救済機関として置かれているが、国等から地方 公共団体の事務処理が違法であるとして審査申出を行うことを認めることは、現行の仕組 みを大幅に変更することとなる。
- ・ 地方が審査申出を行う場合には、国地方係争処理委員会において是正の要求等の国の 関与について当・不当の審査ができるため、メリットがあると考えるが、国等から訴える ときには、地方公共団体の事務処理が違法であることを問題にするのだから、そうしたメ リットは国等には存在しない。
- ・ 国等からの訴訟提起の対象となる事案の専門性については、その判断対象はあくまで 適法・違法の問題であり、裁判所において的確な専門的判断をなし得ると考えられる。行 政事件訴訟法改正などの司法制度改革を経た今日、それが裁判所に期待されているところ でもある。」

以上でございます。

【塩野座長】 このところ、6の判決の執行力についてはここでもいろいろと議論を重ねましたので、両論について詳しく紹介をして、しかし、最後のところでは、この新しい訴訟で、まず取り入れるのはなかなか難しかろうという形でおさめているところでございます。

7のところは、この前、随分長々といろいろ書いたんですけれども、もうこの段階では すぱっと意見を述べたほうがいいのではないかということで、ぐっと縮めてもらったとい うことでございますが、いかがでございましょうか。

まず、6のほう、大体こういうところに落ちつきましたが、青山委員、大体こういう形でよろしゅうございますか。

【青山委員】 これだけ書き込んでいただいたので、もう申し上げることはありません。

【塩野座長】 そうですか。どうもありがとうございます。

それで、7のところで私、今さら言うのはおかしいんですけれども、一番最後のポツ、「裁判所において的確の専門的判断」って何なんだろうと思って、「専門」は要らないので、「的確な判断」でよろしいのではないかと思いますが、適法・違法の問題であるならば、

これは裁判所の判断ということになると思います。

【安田課長】 今、読んでいて気がついたんですけれども、フランスのアトスラントとアンジェンクションなんですが、先ほどのところでは、Default Powersも訳語を生み出して書こうと言っていたのに、こちらはこれで出ていて、しかも、片仮名で書いてあるということで、バランスが悪いかなと。

【塩野座長】 いかがかって、あなたに言われても困るんだけれども、わかりました。 飯島さんともよく連絡をとって直します。

【上仮屋理事官】 はい。バランスをとるための修正を行いたいと思います。

【塩野座長】 それから、文章のこと、こういうことでもありますので、直すことはあり得るという例示として申し上げますけれども、12ページの一番上、「レアケースと考えて制度設計を行うことも考えられる」。「考え」が2つ続いていますので、こういったところ、まだほかにも残っていますので、最終的な整理はさせていただきます。

【北島准教授】 日本語のことでもよろしいですか。

【塩野座長】 もちろん。

【北島准教授】 今の次のところなんですが、「地方公共団体が独自の地位・資格で行う活動について」云々、「サンクションを科すことをこれまでやってこなかったこと」と、「こと」と「こと」が2つ続いて、「という」にしたほうが。

【塩野座長】 わかりました。どうもありがとう。

【牧原委員】 また趣味の問題かもしれませんが、科すことをやってこなかったの「やる」というのは、私の感覚だと話し言葉……。

【塩野座長】 どこがそんな変な言葉……。

【牧原委員】 今のところ。

【塩野座長】 そうですね。これはちょっと。「してこなかった」でいいんですね。してこなかったというのは当然これまでですからね。

それでは、もしよろしければ、8から最後のところまで行きましょうか。

【上仮屋理事官】 それでは、8から最後まで読み上げをさせていただきます。場所が 13ページの一番下に表題が来て、14ページと続いてまいります。

「8 「市町村に対する是正の要求等」に係る訴え提起等の主体について」。

ここの主な変更点としましては、都道府県を基本として整理する場合の具体的な当ては めの部分の位置を後ろに移動するという修正を行っている点が変更点です。 それでは、読み上げます。14ページをお開きいただきたいと存じます。

「「市町村に対する是正の要求等」に係る訴え提起等の主体は、国、都道府県いずれが適 当か、問題となる。

まず、緊急の必要がある場合に、国が市町村に対し是正の要求等を行う場合(地方自治 法245条の5第4項、245条の7第4項)には、訴え提起等は、国が行うことで異論 はないと考えられる。

次に、都道府県が市町村に対し是正の要求等を行っている場合について、その後の訴え を国・都道府県いずれが行うべきか、論点となる。

この点、そもそも、新たな訴訟は、是正の要求等の実効性を確保するためのものである と考えると、新たな訴訟の主体は、是正の要求等の主体と同一とすることが基本となると 考えられる。このように考えると、都道府県が主体となることが基本になる。

一方で、次の理由から、「新たな訴訟は、国が主体となることを基本にすべき」という考 えもありうる。

- ・ 是正の要求等と、新たな訴訟とは、あくまで別の制度であるから、必ずしもその主体 を同一と考える必要はない。
- ・ 新たな訴訟は、「是正の要求等が行われ、地方公共団体がこれに従わず、審査申出も行わない」といった、極めて例外的な場合であり、かつ、「訴訟提起が求められる程度に、適法性の確保や公務執行の確保の必要性が高い場合」になされるものであるから、国が責任を持って、訴訟の主体となることが適当である。
- ・ 訴訟遂行において、国が逐一都道府県に対して指示するのは煩雑である。むしろ、訴 え提起については、国が直接行えるようにすべきである。

以上のように、都道府県を基本とすべきという考えと、国を基本とすべきという考えがあり、いずもも一定の合理性があるが、以下の理由により、緊急の必要がある場合に国が直接訴え提起ができるとしつつも、都道府県を基本として整理することが適当であると考える。

- ・ 現行の地方自治法においては、法適合性の確保について、国のみならず都道府県も一 定の役割を担っていることから、今回の制度を考える場合にも、同様に考えることが適当 である。
- ・ 是正の要求等の現行制度の整理と整合性を持たせて整理を行うことが適当である。 具体的には、次のとおりである。

- ・ 地方自治法245条の5第3項に規定する「是正の要求」(自治事務及び第2号法定受託事務に係るもの)がなされた場合については、原則として、国の指示を受けて都道府県が訴えを提起する。例外的に、緊急の必要がある場合には、国が直接、市町村に対し訴えを提起することができる。なお、都道府県は、自らの判断により訴えを提起することはできない。
- ・ 地方自治法245条の7第2項に規定する「是正の指示」のうち、第1号法定受託事務に係るものがなされた場合については、原則として、国の指示を受けて都道府県が訴えを提起するか、都道府県が自らの判断により訴えを提起する。例外的に、緊急の必要がある場合には、国が直接、市町村に対し訴えを提起することができる。
- ・ 地方自治法245条の7第2項に規定する「是正の指示」のうち、第2号法定受託事務に係るものがなされた場合については、都道府県が自らの判断により訴えを提起する。

なお、以上のいずれの考えにおいても、「当初の是正の要求等の主体ではない国が、当該 是正の要求等に地方公共団体が従わないことが違法であることの確認などを求めて訴訟を 提起する場合」が生じうる。この点、国は、当初の是正の要求等の主体ではないとしても、 当該是正の要求等を行うよう都道府県に指示を行っている場合は格別、そうでない場合で も、その適法性等について十分に主張立証できると考えられるし、特段の問題は生じない と考えられる。

そもそも、「国が市町村を直接訴えること」については、市町村に係る代執行手続(職務 執行命令訴訟を含む)においては、「緊急を要するとき等」であっても、国は自ら市町村に 対し発動できない(地方自治法245条の8)こととの整合性を考慮し、慎重に考えるべ きという考えもありうる。

さらに、仮に、「国が市町村を直接訴えること」ができるとする場合には、制度間の整合性を図る観点から、地方自治法245条の8に規定する代執行手続(職務執行命令訴訟を含む)についても、国が市町村に対し直接発動できるよう見直すという考えもありうる。

- 9 新たに設ける訴訟と地方自治法245条の8(代執行等)との関係について。現在、地方自治法245条の8に規定する法定受託事務に係る代執行等の手続は、次のとおり、地方自治法における他の関与や係争処理手続とは独立・完結した手続となっている。
- ・ 「改善命令」から「代執行」までの手続が、独自の要件とともに同条に全て規定されている。
- ・ その一環としての「指示」に係る不服について、地方公共団体は不服審査申出・訴え

提起ができないこととされ、係争処理手続から除外されている。

このため、是正の要求等に係る新たな訴訟を設ける場合でも、代執行等は、基本的には 存置されるものと考えられるが、新たに設ける訴訟と地方自治法245条の8の関係につ いて問題となる。

なお、当該論点は、義務付け型・差止め型の訴訟を設ける場合により問題となるものであるが、違法確認型の訴訟を設ける場合でも以下の(1)については同様の検討が必要である。

(1) 地方自治法 2 4 5 条の 8 の 最終手段性について。現行制度においては、地方自治 法 2 4 5 条の 8 は、「他の方法によって是正を図ることが困難」とされている。新たに義務付け訴訟・差止め訴訟を設ける場合でも、引き続き、最終的な是正手段と位置づけるのか、問題となる。

この点、義務付け等の判決に特段の執行力を設けない場合には、引き続き、地方自治法 245条の8を最終的な是正手段とすべきと考えられる。また、義務付け等の判決に間接 強制等の執行を担保する措置を設ける場合でも、一般的に間接強制等より代執行の態様が より権力的であるとされていることに鑑みると、引き続き、地方自治法245条の8を最 終的な是正手段とすることが適当であると考えられる。また、いずれにしても、調整規定 について検討する必要があると考える。

(2) 新たな訴訟の義務付け等の判決と代執行について。現行制度では、是正の要求等の制度と地方自治法 2 4 5 条の 8 は独立している。よって、仮に、「国が、是正の要求等を行ったが、是正ができず、改めて代執行を企図した場合」には、地方自治法 2 4 5 条の 8 に規定する最初の手段である「改善命令」から、改めて行う必要がある。

新たな訴訟を設ける場合でも、同様に「国が、是正の要求等を行い、かつ、義務付け等の判決まで得たが、地方公共団体が従わず、改めて代執行を企図する場合」が、論理的には考えられる。この場合、まず、現行制度の延長として、「地方自治法245条の8に規定する最初の手続である『改善命令』から改めて行う」という整理があり得る。あるいは、「法定受託義務に係るものであるときは、新たな訴訟において義務付け等の判決を得た場合には、代執行が可能」とする制度にする考えもあり得る。いずれの設計にするか、検討が必要である。」

「三 国等からの訴え提起等以外の方策について」。この三につきましては、前回会議、 それから、ワーキングのご議論を踏まえまして、「なお」以降の第2段落を大きく修正する とともに、見出しが1、2とありましたのを、量的なことを考えまして1つにしております。

それでは読み上げます。

「もとより、地方公共団体における問題は、地方公共団体において自律的に解決されることが理想である。そのためには、地方議会や監査委員などのチェック機能や、選挙等を通じての住民の監視機能が重要であり、それらの機能強化が、地方分権が進展する中、ますます求められる。

なお、公益を実現するための方法としては、地方公共団体が事務を行わない場合に国が 自らの権限として当該事務を行うといういわゆる並行権限を個別法に設けることも、対策 として考えられるが、並行権限はそもそも、地方自治の尊重の観点から限定的に認められ るものとされている。このため、法適合性の原則の確保の観点から、本報告で提言したよ うな新たな訴訟が実現した場合には、並行権限の必要性について、個別に、再検証を行う ことが必要であると考える。」

以上でございます。

【塩野座長】 どうもありがとうございました。

8の点のところは、基本的には前と同じと理解をしておりますが、9のところはワーキンググループでも議論をいたしまして、多少整理をさせていただきました。並行権限と地方公共団体内部でのチェック機能の強化という2つの点を挙げるかどうかということだったんですけれども、一つ一つ、(1)、(2)とするほどきちんと書いてあるわけでもありませんので、ここは2つ、こういったこともあるよという程度で書き流しているというところでございます。

いかがでございましょうか。まず8のところですが。ここは国が出る、都道府県がみずからの措置による、あるいは国の指示に従うというところ、かなり細かく書いてあるんですけれども、これはこの段階できちんと一応整理しておいたほうがよかろうということで、こういうふうに書いてあるということでございます。

【斎藤委員】 1つだけ。8の中の15ページの第3段落の、「そもそも」以下の一文なんですが、これが今改めて読んでみますと、ちょっとつながりが悪いといいますか、国が市町村に直接訴えることについては慎重に考えるべきというんで、これはどちらかといえば、都道府県を基本として整理するという考え方の1つとして入っているんじゃないかと思うんですね。そうすると、14ページの中ほどの「都道府県を基本として整理すること

が適当であると考える」の1つ目の次とか、そっちにあったほうがいいんじゃないかと思 うんですけれども、何か全体のまとめで、ここで「そもそも」というのでこれを入れる必 要性がそれほどあるのかなということなんですが。

【塩野座長】 「さらに」も一緒に持っていく?

【安田課長】 「さらに」は一番最後じゃないでしょうか。

【塩野座長】 これ、「さらに」を持ってきたかったんじゃないのかな。

【斎藤委員】 それの前のということですか。

【塩野座長】 前説みたいな感じ。ややだめ押し的なところもあるんだけどね。「そもそも」というのは、ややだめ押し的にここで、最初で「そもそも」じゃなくて、こう書いていって、もう一度考えてみると「そもそも」という話になって、「さらに」が来るというつくり方だと思いますが。よろしいですか。

【斎藤委員】 それはわかりました。私の若干の違和感の由来は、その前の「なお」で、 以上のいずれの考え方においても国が出てくる場合があって、そのとき問題は生じないよ と言っているのに、また限定というのがあるので、なお書きの段落と「そもそも」のつな がりがちょっと悪いかということだと。

【塩野座長】 そういうことですね。

【斎藤委員】 都道府県を中心にして考えたとしても、国が出てくることがある。でも、 その場合は問題は生じないよと言っているのが「なお」の段落なんですよね。

【塩野座長】 そうなんですね。

【斎藤委員】 そこでそもそも、国が訴えることについては慎重だというのがあると。

【塩野座長】 そうか。僕が質問するのはおかしいけれども、括弧書きの場合というのはどの場合を考えていたんですか。3行目。

【上仮屋理事官】 「なお」の括弧書きの、「是正の要求等の主体ではない国が」のところですか。

【塩野座長】 はい。

【安田課長】 それは都道府県が独自に是正の要求等を行っているという場合ですね。 そのときは国が、是正の要求の段階ではそこに入っていってないと。いきなり訴訟で出て いくというケースだけれども……。

【塩野座長】 以上のいずれの考え方においても、こういうことがあり得るというわけなんですね。

【安田課長】 はい。

【塩野座長】 そこは整理し切ってない、国は全然出ないというふうにはなってないのですね。

【安田課長】 なってないと。

【上仮屋理事官】 そうです。例えば住基ネットのケースでは、国立市に対しては、国 は東京都知事に指示をして、東京都知事が是正の要求をしていますけれども、緊急性があ ると考えて、訴訟は国が出ていく、東京都が行った是正の要求に従わないことは違法であ ると国が訴えていくということがある得るわけですが、国は是正の要求の主体ではないの に果たして可能なのだろうか、という論点についての整理がこの段落です。

【安田課長】 ここは確かに緊急性がある場合には国が出ていくということは、その前までの結論でそういう結論にしているわけですね。「そもそも」以下で、やっぱり不整合じゃないかなといったというのは、確かに斎藤先生がおっしゃるような、またもとの議論に戻っているという感じは、改めて読んでそういう感じもあるかなと思ったんですけれども、ここでまとめたのは、245条の8をまとめておきたかったということでまとめたんですけれども。

【上仮屋理事官】 そうしますと、結論は確かに別になります。

【安田課長】 結論が違うことになっている。

【上仮屋理事官】 そもそもの考え方を重視するのであれば、緊急を要する場合でも、 国は直接訴えることは認めないようにしようということになりますので。

【安田課長】 そうそう。

【斎藤委員】 直接よりわかりやすくなるかどうかに結びつくかはわかりませんが、「以上のいずれの考え方においても」というのは確かにわかるんですが、国が出ていくというのと、都道府県が基本とするという、いずれをとったとしても、国が特別に出てくる場合があるよと。しかし、その前までのところで、都道府県が基本だということを言っているので、だから、「なお、都道府県を基本とすべきという考え方をとったとしても」とか、そうしたほうが、前の段落と「なお」の段落のつながりがはっきりして、そうすると、「そもそも」との間は切れているんだというのになりませんかというか、少しは切れ目が見えてくるかなという。

【塩野座長】 それでは、今のところ、前のほうに組み込むか、あるいはここの段落、 うまく切れるかどうか、考えさせもらうということにしたいと思います。 あとのほうはいかがでしょうか。よろしゅうございますか。

それでは、一応全部これで内容的、そして、若干の表現の問題についての検討をしてい ただいたということになると思います。

そこで、先ほどからの議論になった主要な点のところをおっしゃっていただけますか。

【上仮屋理事官】 1ページから3ページにかけては、事務局から提案させていただきましたが、自治事務に関する是正の要求、法定受託事務に関する是正の指示という記述を入れる修正をしたいということと、3ページの……。

【塩野座長】 3ページの是正の要求指示のところでやるんじゃなくて、1ページのほうで手当てをして。

【上仮屋理事官】 そうですね。1ページの最初の5行目のところ、今「是正の要求など」とありますが、そこを「自治事務の是正の要求、法定受託事務に関する是正の指示など、国の関与が法定されたことのほか」というようにして、最初からそのイメージがしっかり読む方にわかるようにしつつ、それから、1ページと2ページで、事態という言葉が5カ所出てまいりますので、そこの整理を考えたいと思います。

2ページに参りまして、3の最初の段落で、「是正の要求等に応じた措置を講じず、かつ、 審査の申出もしないという事態が生じ、これが継続するのは、国と地方公共団体との間で 法律解釈を巡る齟齬が生じた場合に、これを事後的に解消する手段が不十分であることに よる」という表現に修正したいと思います。

それから、4ページのイの個別法を対象とするか否かですけれども、事務局で考えまして、先ほど休憩時間に座長にご相談させていただきましたが、2段落目の「この点」の段落ですが、筆記用具があれば書いていただければわかりやすいかと思います。「個別法における『指示』と」という部分と、「地方自治法における『是正の指示』は」という部分をひっくり返すような形にしまして、「地方自治法における『是正の指示』は、個別法に『指示』が規定されている場合でも行うことが可能であるので、『是正の指示』のみを対象とすれば十分であるという考え」と修正したいと思います。

4ページの下から3行目ですが、大きくないかもしれませんけれども、「考える場合」というのを「考えても」と修正したらどうかと事務局では考えております。

5ページのところで、(3) 最後の3つ目のポツですけれども、修正後は、「地方公共団体には、是正の要求等に対し不服がある場合の審査申出が義務付けられているものではないため、新たな訴訟手続という別の手続においては、是正の要求等が適法であるかどうか

を地方公共団体が改めて争うことを制限すべきではない」と修正をいたします。

細かい5ページの下の修正のご説明は飛ばしまして、6ページのイの最後は、「法制技術的」と修正をし、それからちょっと上がったところの「国等からの」を削除し、6ページの後のところでもう一カ所、「要求し、または指示した」と修正をします。

それから、事務局が気づいたところですけれども、7ページの一番下の「官選知事、préfet」をひっくり返して、先に原語が来るように統一をいたします。

8ページに参りまして、大権的救済方法の後ろに原語を入れます。

それから、「ドイツにおいては、行政的関与」と8ページの3の直前のポツのところにありますが、「行政的監督」と変え、全体を見て、行政的監督に統一をする修正をします。

それから、こちら、2の最後に「以上につき資料10の何ページ参照」と括弧書きで入れますが、海外の記述は3カ所ぐらい出てくるんですけれども、すべて……。

【塩野座長】 いや、ここだけでいいですよ。ここへやっておけば、あとはいいと思います。

それから、先ほどのあれで、原語を先にやるか、訳語を先にやるかで、原語を先にした ほうが無難ですよね。というのは、訳語を先にすると、北島君が考えなくちゃいけないの で、責任を免れるという意味で、原語を先にして、訳語は辞書からとったのもあるし、北 島さんが訳したのもあると、それは全部一遍に直してくださいね。

【上仮屋理事官】 わかりました。今、基本的にはそうなっています。

【安田課長】 それは「地方長官(官選知事、préfet)」と書いてありますけれども。

【塩野座長】 だから、全部取りかえちゃう。

【安田課長】 préfetと書いて、(地方長官)と書くということですね。

【上仮屋理事官】 認識いたしました。すべて原語を書いてから、括弧で日本語、訳語 といたします。

8ページに戻っていただきまして、3の第2段落、「すなわち」から次の行、「場合に」 までを削除いたします。

9ページは、ここもあれですけれども、先ほどのご議論では、4つ目のポツのところに どこを参照と、斎藤先生からいただいたフレーズを入れたいと思います。

【斎藤委員】 義務付け・枠付けの資料。

【塩野座長】 そうそう。

【上仮屋理事官】 そうですか。そういう修正をしたいと思います。

10ページに参りまして、2行目の「判決を受けた」を取り、「判決で命じられた」を「請求に係る」に修正をいたします。

10ページの中ほど、2ポツ目の3行目で、「あり得る」と出てきますが、全体について精査をして、このような形、「得」という漢字を使う形にします。

11ページでは、「国からの訴え提起について」の段落の3行目で、「総合的に勘案して 結論を導き出すことが必要である」と修正をいたします。

12ページに参りまして、下から2つ目のポツの「フランスにおいては」のところで、 アストラント、アンジョンクションという片仮名がありますが、先ほどの整理の一環で、 ここも整理したいと思います。

それから、13ページの下から4行目の「専門的」を取ります。

14ページは特段なく、15ページで、「そもそも」の第2段落についてどういう取り扱いをするかは、座長、斎藤先生と相談させていただきたいと思います。

以上、大きなところの修正です。

【塩野座長】 それから、表現としては、例えば今、14ページ、何もないと言われたけれども、3段目、「この点、そもそも」、「~と考えると、~考えられる。このように考えると」、その次、また「考え」と、考えがあり過ぎるので、この辺はまた文章上の問題として整理しますが。

どうもありがとうございました。これで一応、中身及び主な修正点は終わりましたが、 先ほどから何度も申し上げておりますように、てにをはに対するものについては事務局と 相談の上、次回までに多少手を入れるところはあるべしということでご了解をいただきた いと思います。どうもありがとうございました。

それで、次、つきものについて説明をしていただけますか。特に外国の。

【上仮屋理事官】 報告の中には前回ご紹介させていただいたように、参考という形で 資料を入れたいと思っております。参考1から参考10の総論までは前回の会議でお出ししたものと同じですが、A3の参考10、2ページ以降の各論は前回は入れていなかったものです。ドイツ、フランスにつきましては、これまでの会議でもお出しをさせていただき、飯島先生と斎藤先生にもチェックをいただいております。アメリカ、イギリスは、北島先生、柴田先生にご指導いただいた内容を中心にしながら、文献と大使館等勤務者から得た情報でつくっておりますが、もう一度先生方に甘えましてご確認をいただいて、修正が入るかもしれません。

構成としましては、2ページ、3ページのところだけ、時間の関係で簡単に説明しますと、A3の総論を1枚めくっていただくと、左右に大きく広げていただくと、表頭にすべてにわたって、ドイツ、フランス、日本、アメリカ、イギリスと並べ、表側には主な項目、初めは基本的な項目ということで、地方公共団体の性格や事務の種類などを持ってきて、次に、国の関与についての総論、行政的関与について、司法的関与について、それぞれの項目について、先生方からいただいたご指導を中心にそれぞれ整理を行っているというものでございます。

以上、非常に簡潔ですが、参考10です。

それから、あと2点、簡単にですけれども、資料2と資料3の本日の資料ですが、資料2、A4の2枚ものでございますが、これは前回の会議におきまして、概要版、事務局のクレジットですが、これの作成の指示をいただきましたので、オーソドックスな形ですが、作成をしております。これは今日の案をもとにつくった概要ですので、案の修正がなされましたら、それに応じて修正があるとお考えいただければと思います。

資料3は、各委員からいただいております主な意見ということで、前回の会議における 意見の追加部分をアンダーラインにして、再々修正という形でお出しをさせていただいた ところでございます。

以上でございます。

【塩野座長】 どうもありがとうございました。

参考資料1、2は、資料としてはつけるの? さっき参照とか僕、言ってしまったけれども、もしつけなければ、引用だけ、2次勧告参照ぐらいなことにしておいたほうがいいからね。そこは考えておいてください。

【上仮屋理事官】 はい。

【塩野座長】 これをつけ出すと、ほかにもいっぱい資料が今までもあったから。

【上仮屋理事官】 ほかの資料と比べると、詳細的なものなのかなという印象はあるんですが、検討いたします。

【塩野座長】 それは考えてください。

それから、諸外国についてはほんとうにどうもありがとうございました。イギリスについては、ほかのところもそうですけれども、事務局で集めた資料も織り込んでありますので、北島さんの場合には、ご自分の報告が間違って書かれていないかどうか、そこはきちっと見ておいてください。ほかのところでも、自分の考えと全然違うよというところがあ

れば、それは事務局に言っていただけますか。事務局なりに集めた資料も入れ込んでありますので。

あと、アメリカについては柴田さんにもお願いしたいと思いますけれども。

これはまさに資料としてつけられるわけですね。それから、参考資料3は?

【上仮屋理事官】 参考資料3は報告の中には入れません。これはあくまで議論をしや すいようにということでご用意したものです。

【塩野座長】 議論の材料ですね。

【上仮屋理事官】 今日もこれが議論になるかと思いまして、前回の会議と同じ資料を お出ししました。

【塩野座長】 そこで、次回のことになりますけれども、12月7日、14時からということで予定をしております。ややセレモニアル的なことになるかと思いますけれども、 最後の機会でございますので、ぜひご出席方、お願いしたいと思います。

その際に出てきますのが、最終的に整理をしたものということになりますが、物として はコンピューター印刷ということで、やや正式なものではないということですね。

【安田課長】 来週は、はい。

【塩野座長】 来週はそういうことですね。その後、どういう形で整理するかという点については、まだ事務局も必ずしも確定した見解を持っていないようですけれども、せっかくいろいろこういった形で議論していただきましたので、できればどこかの雑誌にはきちんと載せるということにしていただきたいのと、それから、せっかく皆様方が関係者に配るということもあり得ますので、場合によっては、予算の範囲内で多少の冊子的なものを、白表紙というんですか、要するに研究会報告書みたいなものをつくっていただけるかどうか、これはあとは事務局でご判断ということになろうかと思います。

【久元局長】 それはつくるようにいたします。

【塩野座長】 ということです。

それから、一応、次の会議では、今日の案を前提にして、ここはこういうふうに直しましたということを事務局から報告していただいて、そこでご了承、あるいはさらにご質問をいただくということにして、それで確定版を提出、もしどうしても訂正する必要がその場に生じた場合には、訂正をしたものを原本として、局長なり、また、どなたかに形式的にお渡しをするということにしたいと思います。

ほかに何かございましょうか。よろしゅうございますか。

それでは、今日はどうもありがとうございました。時間を超えまして申しわけございませんでした。